



豊かな自然環境や観光資源に恵まれた、人と人が温かくふれあうまち

にしかん

第284号

平成31年(2019年)

2月3日

毎月第1・3日曜日発行

【編集・発行】新潟市西蒲区役所 地域総務課
〒953-8666
新潟市西蒲区巻甲2690番地1
電話 0256-73-1000(代表)
FAX 0256-72-6022

≪ 西蒲区ホームページ ≫
<http://www.city.niigata.lg.jp/nishikan/>

● 西蒲区データ 人口 57,143人 (-35) 世帯数 20,372世帯 (0) 男 27,670人 (-22) 女 29,473人 (-13)

※12月末現在の住民基本台帳。カッコは前月末比

2月18日
から

市・県民税の申告が始まります

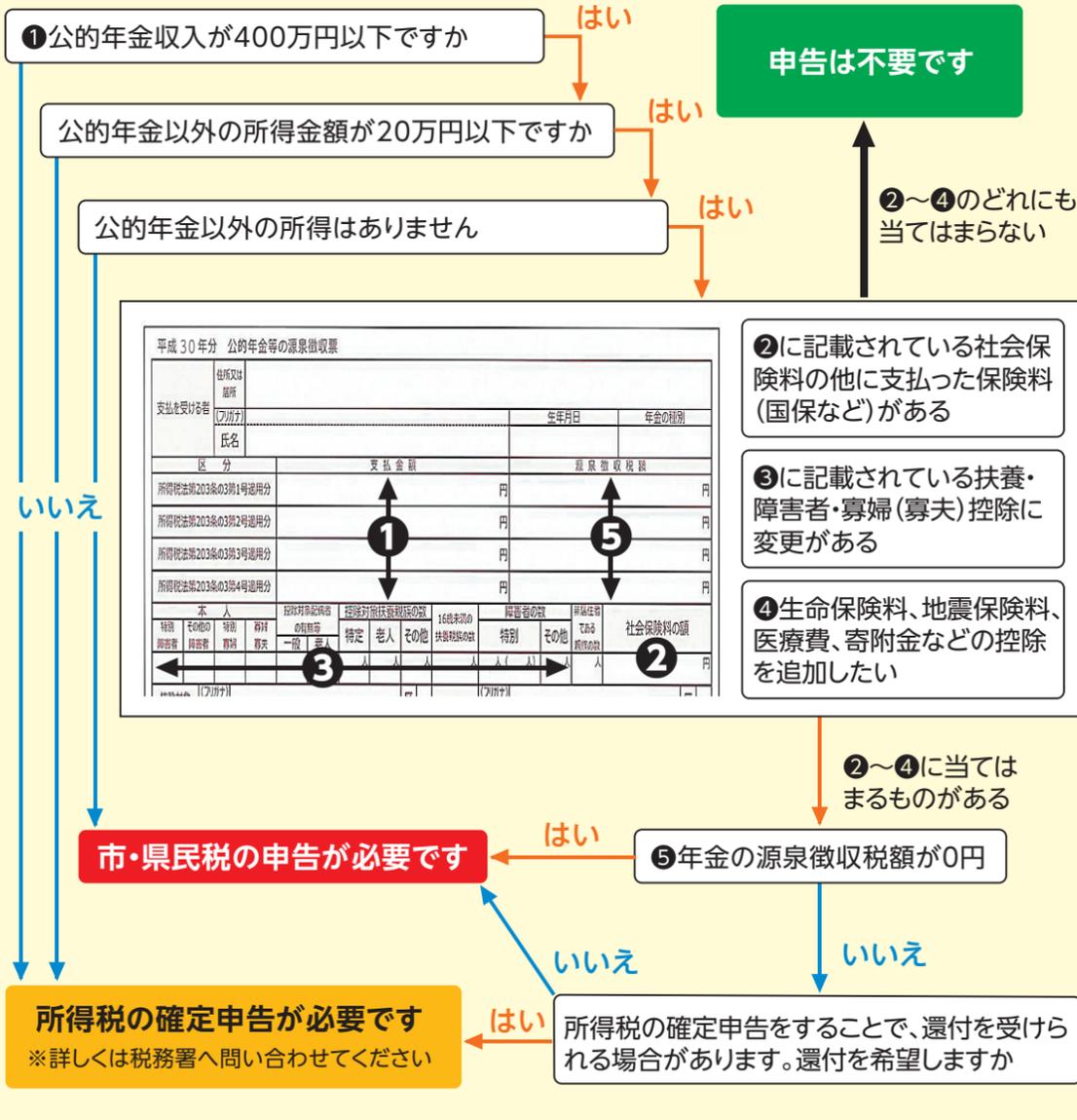
市・県民税申告が必要な人 ◆所得税の確定申告をする人は、市・県民税申告の必要はありません

- ◆平成30年中に営業・農業・不動産などの所得があった人
- ◆給与所得者で、給与以外の収入があった人
- ◆配当収入(上場株式を除く)があった人
- ◆遺族年金、障害年金のみを受給している人
- ◆収入がなかった人



⇒「収入がなかった」として申告をしないと、国民健康保険料が正しく算定されないなどの不都合が生じます

年金収入がある人



◆申告書の設置場所

- ・西蒲税務センター(西蒲区役所内)、岩室出張所、西川出張所、湯東出張所、中之口出張所

※市・県民税申告が必要と思われる人については、2月6日(水)に「市・県民税申告書」を送付します

■16歳未満の扶養親族(年少扶養)について

所得控除には該当しませんが、住民税の課税・非課税の判定基準に影響があります。扶養している場合は、忘れずに申告書に記載してください。

医療費控除について

- ・自身または自身と生計を同じくする親族のために、平成30年中に支払った医療費・治療費・薬代などが対象になります。
- ・領収証の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となります。(平成31年分の申告まで領収書の添付または掲示でも申告できます。)
- ・医療費の領収書は添付不要となりましたが5年間保存してください。

ふるさと納税のワンストップ特例制度に関する注意点

ワンストップ特例制度でふるさと納税をした人が、下記に当てはまる場合、特例申請が無効になります。

- ◆市・県民税の申告や所得税の確定申告をする
- ◆5団体を超える自治体に寄附した

この場合、控除を受けるためには、所得税の確定申告で寄附金控除を申告する必要があります。

■申告書は自分で作成し、郵送または窓口へ提出が便利です



新潟市ホームページで市・県住民税の申告書が作成できます。ご自分で申告書を印刷し、収入や控除の証明書など(原本)をすべて添付し、提出してください。

【提出方法】

- ①郵送(〒953-8666 西蒲税務センター)
- ②西蒲税務センターや西蒲区内各出張所の窓口へ持ち込み

※申告書などはご自身で控えを取ってください
※添付資料の返却を希望する場合は、返信用封筒を同封してください

新潟市ホームページの検索機能をお使いください
(例:「住民税 試算」などで検索)

問い合わせ

- 市・県民税申告に関すること
市役所コールセンター(☎025-243-4894)
- 所得税申告など国税に関すること
巻税務署(☎0256-72-2355)自動音声案内

西蒲区の市・県民税 申告相談受付日程

- 申告会場** 巻ふれあい福祉センター 3階 (所得税の確定申告相談会場と同一会場)
- 開催期間** 2月18日(月)~3月15日(金) ※土・日曜を除く
- 受付時間** 午前9時~午後4時



※例年、午前中は混み合います。時間帯によっては、長時間お待ちいただくことがあります
※駐車場は「巻ふれあい福祉センター」または「巻税務署」の駐車場をご利用ください
※この期間中は、西蒲税務センター(西蒲区役所内)、巻税務署での申告相談は受付していません

■市・県民税の事前受付を行います

- 日時** 2月14日(木)・15日(金) 午前9時~午後2時
※終了時間にご注意ください
- 会場** 巻ふれあい福祉センター 3階
- 対象** 市・県民税の申告書が送付された人で、年金収入を申告する人
※確定申告が必要な人、年金以外の収入のある人は事前相談できません
- 問い合わせ** 西蒲税務センター(☎0256-72-8266)



■本日発行の「市報にいがた別冊情報ひろば」も併せてご覧ください。

65歳以上の市民の方は「シルバーチケット」の登録で、区内バス運賃が半額になります。地域総務課にて受け付け中です。